

杜甫「乾元元年華州試進士策問五首」 訳注 (初稿)

A Commentary on Tu Fu(杜甫)'s "Gan-yuan Yuan-nian Hua-zhou Shi Jin-shi Ce-wen Wu-shou" (「乾元元年華州試進士策問五首」)

谷口 真由実 Mayumi Taniguchi

一、はじめに

杜甫が房琯とその党派とみなされた劉秩・嚴武らとともに左遷され、華州司功參軍事に出された(乾元元年六月)後、杜甫の社会批判詩の代表作「三吏三別」を作成する(その年の暮れに華州から洛陽に赴いていた杜甫が、翌乾元二年春に華州にもどる帰途の見聞を作品にしたとされる)に至る間、杜甫がどのような問題意識を抱いていたかを考察したいと考えている。この期間に書かれたものの中でも、「三吏三別」詩の作られる数ヶ月前に作成されたと考えられる「乾元元年華州試進士策問五首」は、とりわけ杜甫が房琯事件を経て、深めていた現実の政策や民衆の生活に対する関心や問題意識のありようがよく表れている文章である。しかし、馮至著「杜甫詩と生涯」(橋川時雄訳、筑摩書房、一九七七年)や劉開揚著「杜文窺管統篇」(三三)「草堂」一九八三年第一期)にわずかに言及があるのみで、これまでの研究ではほとんどとりあげられてこなかった。そこで、今回はこの「乾元元年華州試進士策問五首」を訳出し、今後、この時期の杜甫の問題意識の諸相を考察し「三吏三別」との関係を考えるための端緒としたい。なお、文章が難解であったり、また踏まえられている具体的事実が確かめられないために、十分には理解できない部分も幾箇所がある。ご教示頂ければ幸いである。参考までに、杜甫が華州司功參軍事にあった期間の月表を次に掲げておく。「【】」は、作品。「【】」は、時事)

* 杜甫が華州司功參軍事にあった期間の月表
乾元元年(758年) 六月

杜甫、華州司功參軍事に左遷される。

「至徳二載、甫自京金光門出、問道
歸鳳翔、乾元初、從左拾遺移華州掾、
與親故別、因出此門、有悲往事」
「為華州郭使君進滅殘寇形勢圖狀」

七月
八月

九月

【朔方節度使郭子儀・鎮西北庭李嗣業ら七節度が協力し二十万の歩騎を率いて安慶緒を討った。李光弼・王思礼が加わり九節度となる。】

十月

「乾元元年華州試進士策問五首」

十一月

【九節度が安慶緒を鄴城に包圍する。】

十二月

洛陽へ至る

乾元二年(759年)

【李嗣業軍中に卒す。】

一月

「洗兵行」?

二月

洛陽から華州へ帰る。【史思明が鄴に安慶緒を救援し、官軍大敗する。】

三月

【三吏三別】?

四月

【関輔飢饉。】

五月

官を棄てて秦州へ旅立つ。「立秋後

六月

題」

七月

題」

二、訳注

〔原文〕

乾元元年華州試進士策問五首

第一首、問、山林藪澤之地、各以肥磽多少爲差。故供甲兵士徒之役、府庫賜予之用、給郊廟宗社之祀、奉養禄食之出、辯平名物、存乎有司、是謂公賦知歸、地著不撓者已。今聖朝紹宣王中興之洪業於上、庶尹備山甫補袞之能事於下、而東寇猶小梗、率土未甚闢。總彼賦税之獲、盡贍軍旅之用、是官御之舊典闕矣、人神之攸序乖矣。欲使軍旅足食、則賦税未能充備矣、欲將誅求不時、則黎元轉確疾苦矣。子等、以待問之實、知新之明、觀志氣之所存、於應對乎何有、佇渴救敵之道術、願聞強學之所措、意蓋在此矣、得游說乎。

第二首、問、国有輶車、廬有飲食、古之按風俗、遣使臣、在王官之一守、得馳傳而分命、蓋地有要害、郊有遠近、供給之比、省費相懸。今茲華惟襟帶、關逼輦轂、行人受辭於朝夕、使者相望於道路、屬年歲無蓄積之虞、職司有愁痛之歎。況軍書未絕、王命急宣、插羽先翥於騰鷹、敝帷不供於埋馬、豈芻粟之勤獨爾、實驂駟之價闕如。人主之軫念、屢及於茲、邦伯之分憂、何嘗敢怠。乞恩難再、近日已降水衡之錢、積骨頗多、無暇更入燕王之市。欲使輶軒有喜、主客合宜、閭閻罷杼軸之嗟、官吏得從容之計、側佇新語、當聞濟時。

第三首、問、通道陂澤、隨山濬川、經啟之理、疏奠之術、抑有可觀、其來尚矣。初聖人盡力溝洫、有國作爲隄防、洎後代、控引淮海、漕通涇渭、因舟楫之利、達倉庾之儲。又賴此而殷、亦行之自久。近者有司相土、決彼支渠、既潰涓而亂河、竟功多而事廢。人實勞止、岸乃善崩。遂使委輸之勤、中道而棄。今軍用蓋寡、國儲未贍、雖遠方之粟大來、而助挽之車不給。是以國朝仗彼天使、徵茲水工、議下淇園之竹、更鑿商顏之井。又恐煩費居多、續用莫立、空荷成雲之插、復擁填淤之泥。若然、則舟車之用、大小相妨矣、軍國之食、轉致或闕矣。矧夫人烟尚稀、牛力不足者已。子等、飽隨時之要、挺賓王之資、副乎求賢、敷厥讜議。

第四首、問、足食足兵、先哲雅誥、蓋有兵無食、是謂棄之。致能掉鞅靡旌、斯可用矣。況寇猶作梗、兵不可去、日間將軍之令、親覩司馬之法。關中之卒未息、灞上之營何遠。近者、鄭南訓練、城下屯集、瞻彼三千之徒、有異什一而稅。竊見明發教以戰鬪、亭午放其庸保、課乃菽麥、以爲尋常。夫悅以使人、是能用古、伊臧則云暮、實慮休止、未卜及瓜之還、交比鬻桑之餓。羣有司自救不暇、一三子謂之何哉。

第五首、問、昔唐堯之爲君也、則天之太、敬授人時、十六升自唐侯者已。昔舜帝之爲臣也、舉禹之功、克平水土、三十登爲天子者已。本之以文思聰明、加之以勞身焦思、既睦九族、協和萬邦、黜去四凶、

舉十六相、故五帝之後、傳載唐虞之美、無得而稱焉。易曰君子終日乾乾。詩曰文王小心翼翼。竊觀古之聖哲、未有不以君倡於上、臣和於下、致乎人和年豐、成乎無爲而理者也。主上、躬仁孝之聖、樹非常之功、內則拳拳然事親如有闕、外則悻悻然求賢如不及、伊百姓不知帝力、庶官但恭己而已。寇孽未平、咎徵之至數也、倉廩未實、物理之固然也。今大軍虎步、列國鶴立、山東之諸將雲合、淇上之捷書日至。二三子、議論弘正、詞氣高雅、則遺褻濫滌之後、聖朝砥礪之辰。雖遭明主、必致之於堯舜、降及元輔、必要之於稷禹(契)。驅蒼生於仁壽之域、反淳樸於羲皇之上。自古哲王立極、大臣爲體、眇然坦途、利往何順、子有說否。庶復見子之志、豈徒瑣瑣射策、趨競一第哉。頃之問孝廉取備尋常之對、多忽經濟之體、考諸詞學、自有文章在、束以徵事、曷成凡例焉。今愚之粗徵、貴切時務而已。夫時患錢輕、以至於量資幣、權子母。代復改鑄、或行乎前榆莢、後契刀。當此之際、百姓蒙利厚薄、何人所制輕重。又穀者、所以阜俗康時、聚人守位者也。下至十室之邑、必有千鐘之藏。苟凶穰以之、貴賤失度、雖封丞相而猶困、侯大農而謂何。是亦繼絕表微、無或區分踰越、蒙實不敏、仁遠乎哉。

〔訓詁〕

乾元元年、華州にて進士を試さる策問五首

第一首、問ふ、山林藪沢の地は、各々肥磽の多少を以て差と爲す。故に甲兵士徒の役・府庫賜予の用に供し、郊廟宗社の祀・奉養禄食の出に給するには、名物を弁じ、有司を存す。是れ 公賦 帰するを知りて、地著 撓めず、と謂ふ者のみ。

今 聖朝 宣王中興の洪業を上に紹ぎ、庶尹 山甫補袞の能事を下に備ふ。而れども東寇猶ほ小梗し、率土未だ甚しくは闕けず。彼の賦税の獲を總べて、尽く軍旅の用に贍らしむるは、是れ官御の旧典を闕き、人神の攸序に乖くなり。軍旅をして食を足らしめんと欲せば、則ち賦税未だ充備する能はず。將に誅求時ならざらんと欲せば、則ち黎元軫た疾苦に罹る。

子等、待問の美、知新の明を以って、志氣の存する所を觀せ。応
対においてや何か有らん。佇して救敵の道術を渴す。願はくは強学
の措す所を聞かん。意は蓋し此に在り。游説を得んか。

第二首、問ふ、国に輶車有り、廬に飲食有り。古の風俗を按じ、
使臣を遣はすに、王官の一守に在らしめ、馳伝もて分命を得しむ。
蓋し地には要害有り、郊には遠近有り。供給の比、省費相懸たる。

今茲れ華は惟れ襟帶、関は輦轂に逼る。行人辞を朝夕に受け、使
者道路に相望む。属る年歳蓄積の虞へ無く、職司愁痛の歎き有り。
況んや軍書未だ絶えず、王命急に宣せられ、挿羽騰鷹より先轟し、
敵帷すら埋馬に供せられざるをや。豈に芻粟の勤めを独らにし、驂
駟の働に闕如するを実たさんや。

人主の軫念、屢々茲に及び、邦伯の分憂、何ぞ嘗て敢えて怠らんや。
恩を乞ふは再びし難く、近日已に水衡の錢を降さる。積骨頗る多く、
更に燕王の市に入るに暇無し。輶軒をして喜び有らしめ、主客をし
て宜しきに合せしめ、閭閻をして杼軸の嗟きを罷めしめ、官吏をし
て從容の計を得しめんと欲す。側ちて新語を佇つ。当に時を濟ふを
聞くべし。

第三首、問ふ、道を通じ沢を陂ぎ、山に随ひ川を濬ふ。経啓の理、
疏奠の術は、抑も觀る可き有り、其の来れるや尚し。

初め聖人溝洫に尽力し、有国隄防を作為す。後代に泊んで、淮海
を控引し、涇渭を漕通す。舟楫の利に因りて、倉庾の儲を達す。又
此に頼りて殷んに、亦た之を行ふこと自ら久し。

近者有司土を相し、彼の支渠を決し、既に渭を潰して河を乱し、
竟に功多くして事寝む。人吏に勞止し、岸乃ち善く崩る。遂に委輸
の勤めをして、中道にして棄てしむ。今軍用蓋ぞ寡なからん、國儲
未だ瞻たず。遠方の粟大いに來たと雖も、而も助挽の車給せず。
是を以て國朝彼の天使に仗り、茲の水工を徴し、議して淇園の竹を
下し、更に商顔の井を鑿たしむ。又恐るらくは煩費多きに居り、續

用立つる莫く、空しく成雲の挿を荷ひ、復た填淤の泥に擁がれん。
若し然らば、則ち舟車の用、大小相妨げられん。軍國の食、転た或
ひは闕くを致さん。矧んや夫の人烟尚ほ稀に、牛力足らざる者のみ
なるをや。

子等、隨時の要を飽し、賓王の資を挺んで、求賢に副ひ、厥の讜
議を敷け。

第四首、問ふ、「食を足らしめ兵を足らしむ」とは、先哲の雅誥
なり。蓋し兵有りて食無きは、是れ之を棄つと謂ふ。能く掉鞅靡旌
を致すは、斯れ用ふ可し。況んや寇猶ほ梗を作し、兵去る可からず、
日々將軍の令を聞き、親しく司馬の法を觀るをや。

関中の卒未だ息まず、灞上の營何ぞ遠からん。近ごろ、鄭南に訓
練し、城下に屯集す。彼の三千の徒を瞻るに、什の一にして稅する
に異なる有り。竊かに見るに、明発教ふるに戰鬪を以ってし、亭午
其の庸保を放ち、課するは乃ち菽と麥にして、以て尋常と為す。夫
れ悦しみて以て人を使ふに、是れ能く古を用ふ。伊れ歳則ち云に暮
れ、実に休止せんことを慮る。未だ及瓜の還をトせず、交も鬻桑の
餓に比す。群有司自ら救ふに暇あらず。二三子之を何と謂ふや。

第五首、問ふ、昔唐堯の君と為るや、天の大なるに則り、敬し
みて人に時を授け、十六にして升るに唐侯よりする者のみ。昔舜帝
の臣と為るや、禹の功を挙げ、克く水土を平らかにし、三十にして
登りて天子と為る者のみ。之に本づけるに文思聰明なるを以ってし、
之に加ふるに勞身焦思を以ってす。既に九族を睦ましめ、萬邦を協
和せしめ、四凶を黜去し、十六相を挙ぐ。故に五帝の後、唐虞の美
を伝載するも、得て称ふ無し。易に曰く、「君子は終日乾乾たり」と。
詩に曰く、「文王 小心翼翼たり」と。竊かに觀るに、古の聖哲は、
未だ 君上に倡し、臣下に和するを以って、人の和と年の豊りを致
し、無為にして理まるを成さざる者有らざるなり。

主上、仁孝の聖を躬らし、非常の功を樹て、内には則ち拳拳然と

して親に事ふるに闕あるが如く、外には則ち惻然として賢を求むるに及ばざるが如くす。伊れ百姓帝力を知らず、庶官但だ己を恭しくするのみ。寇孽未だ平らがるは、咎徴の至數なり。倉廩未だ実ちざるは、物理の固然なり。今大軍虎歩し、列国鶴立す。山東の諸將雲合し、淇上の捷書日々に至る。

二三子、議論弘正、詞氣高雅なるは、則ち遺褻盪滌の後、聖朝砥礪の辰なればなり。明主に遭ふと雖も、必ず之を堯舜に致し、降りて元輔に及ぶも、必ず之を稷禹(契)に要めよ。蒼生を仁寿の域に驅り、淳樸に羲皇の上に反さしめよ。古より哲王極を立て、大臣体を為さば、眇然坦途として、往くに利ありて何ぞ順なる。子説有りや否や。庶はくは復た子の志を見ん。

豈に徒らに射策に瑣瑣として、一第を趨競せんや。頃之^{このころ}孝廉に問ふに取かに尋常の対を備ふるのみにして、多く経済の体を忽せにす。諸を詞學に考ふれば、自ら文章の在る有らん。束ぬるに微事を以てせば、曷んぞ凡例を成さんや。今愚の粗徴、時務に切なるを貴ぶのみ。

夫れ時に錢の輕きを患ひ、以って資幣を量り、子母を權するに至る。代はりて復た改鑄し、或いは前に楡莢なるも、後に契刀を行ふ。此の際に当たりて、百姓利を蒙ること厚薄あり、何人か輕重を制する所ぞ。又穀なる者は、俗を阜め^{よぶ}時を康んじ、人を聚め位を守る所以の者なり。下十室の邑に至るまで、必ず千鐘の蔵有らしめん。苟しくも凶穰以て之き、貴賤度を失はば、丞相を封ずと雖も猶ほ困し、大農を侯とするも何をか謂はん。是に亦た絶えたるを繼ぎ微かなるを表し、或ひは踰越を区分する無かれ。(呂)蒙は実^{まこと}に不敏なるも、仁遠からんや。

〔訳〕

第一首、試問する、山林や竹藪、水沢などの地は、それぞれ肥沃であるか瘦せているかよって等級をつけられている。そこで、兵士や民衆の労役・官庫や賜物の費用に供出したり、天地や祖先、宗廟・

社稷の祭祀や官吏の待遇や官吏に供する扶持米の出費をまかなうに当たっては、各々の土地の名産や種類を弁別し、その役目をしかるべき役人に荷わせてきたのである。これこそ公の賦役には帰すべき所があり、(それが守られてこそ)土着の人民を乱さないといえるのである。

今 聖朝(肅宗の朝廷)は、上には周の宣王が周を中興した偉業を受け継がれており、下にはもろもろの官長は仲山甫が天子を輔佐した能力を備えて補佐している。しかしながら、東の賊軍はいまだにいくつかの要衝を塞いでおり、天下の暗雲はまだ充分には開けていない。(そこで政府は)人民から得た賦税をすべて集め、尽く軍隊の需要に充てている。これは官が天下を統御する古い制度を欠いたものであり、人と神の秩序にもとるものである。現実には軍隊の食料を足らせようとしても、賦税はまだそれに充分なだけ備えるにいたっていない。ひっきりなしに税を厳しく取り立てているので、人民はますますそれによる苦しみをこうむることになる。(これをどう解決すべきか?)

諸君、試問を待つまことの気持ちと、新しい理をさとする聡明さをもって、事を成そうとする諸君の意気込みを示したまえ。応対に当たっては躊躇することはない。私は、つま先立って世の中の疲弊を救う道術を聞くことを熱く待ち望み、学問につとめる諸君が、この試問に対してどのような措置をとるのかを聞きたいと願っている。私の思いはここにあるのだ。どうか高説を述べられよ。

第二首、試問する、国には各地を視察する輕車があり、民の廬には飲食物がある。そこで昔は風俗を察し、使節を派遣するのに、王朝の官職の一つに任じ、駅伝の馬車で命令をあちこちに配布できるようにさせたのである。思うに土地には要害があり、郊外には遠郊と近郊がある。そこで、土地によって中央への供給には各々に等差があり、出費を省く(地域)と多く出費するのを義務づける(地域)とは懸隔がある。

今こ華州は要害の地であり、潼関は天子のお膝元都長安に近い。都を出立した旅行者は辞令を朝夕に天子から受け、使者は陸続と都への道路に互いを望み見るような状態である。だがこの頃、華州には穀物の備蓄が全くなく、役職にある者たちは憂いに沈んでいる。まして軍事の報告は絶えず、天子の勅命が急に下り、羽を添えた兵士の召集状は、飛ぶ鷹より迅速に飛びいたり、破れたとばかりでさえ、馬を埋めるのに供されないのであるから、なおさらである。どうしてもっぱらまぐさの供給に尽くしていながら、添え馬を買う資力に欠けているのを充たすことができようか。

君王の憂いはしばしばここに及んでおり、刺史が憂えを分かち合うことを、今まで怠っていたわけではない。恩恵を乞うことはこれ以上望めない。なぜならこの頃水衡銭が下されたばかりだからである。積まれた骨はうず高く、燕王の市に入る暇もない。天子の使節には満足を与え、往來の主客にはしかるべき処遇をし、民衆には織物を納める嘆きを終わりにさせ、官吏にはゆったりできる方策を得させたいものである。私は慎んで諸君の新しい言葉を待ち望む、きつと今の時世を救済する手だてを聞けるだろうと期待する。

第三首、試問する、道を通せしめ、沢や沼をふさぎ、山に沿い河を深くさらう。(そのように、古から)道を切り開く方法やふさがっている所を通じさせる術策は、そもそも見るべき手本があり、その由来は久しいものがある。

古代、聖人は田畑をめぐる溝を作ることに力を尽くし、国家は堤防を次々に築いた。後代になってからは、淮水と海の水を引いたり、舟運のため涇水や渭水を通じたりした。この水運の利益によって、国の米倉の貯蔵を栄えさせたのだが、またこれによって、貯えはゆたかになり、その事業は長く続けられた。

最近、官吏は土地を占って、溝渠を開通させたが、すでに渭水を決壊させただけでなく、あまつさえ黄河を乱れさせてしまい、結局労役ばかり多くなった挙げ句の果てに、事業は成功せず中断してし

まった。人々は骨を折って疲れ果て、川岸はしばしば崩れるようになった。こうしてとうとう物資輸送の勤めも中途で投げ出されていく。今軍用は非常に多く、国の蓄えはまだ豊かでない。遠方からの穀を大いに都にもたらそうにも、肝腎の運送用の車はほとんどない。そういうわけで朝廷はかの天子の使いによって、治水作業をする者を徴集し、漢の時代に淇園の竹を下して堰堤とすることを議し、商顔の井戸を穿って洛水をひいたように土木工事をしようとしている。だが、おそらくは費用が多大で成果が上がらず、空しく雲なすように大勢で鋤を荷っても、また黄河の水を泥で塞いでしまうことになるであろう。もし、そのようなことになれば、舟や車の運用は大も小も妨げられることになる。軍旅と国家の食糧は、次第に欠けることになる。ましてや家々の炊煙はまだ稀にしか上がらず、牛馬の力も不足している者たちばかりだからなおさら深刻である。

諸君よ、時勢の必要を十分に充たし、帝を輔佐する資質を大いにあらわし、天子の賢人を求めるのを助け、その正しい議論を大いにおこせ。

第四首、試問する、「食物を十分に供し、兵を十分にそなえておく、(そうすれば民衆はその政治を信頼する)」というのは、『論語』顔淵篇に見える)先哲の正しい戒めである。思うに、兵はあるが、食物が供されないのは、これは民衆を棄てるものといふべきである。戦いに余裕を持って臨むというのは、必ず用いるべき政治姿勢である。ましてや賊軍はまだあちこちを塞いでおり、兵隊を引き上げることはできず、毎日將軍の命令が聞こえ、司馬の法をま近に見ているのであるからなおさら(余裕を持って戦いに臨むという姿勢が重要)なのである。

ところで、関中の軍隊はまだ終息しておらず、灊水ほとりの幕営はここから近い。近頃、鄭県の南で徴発した民衆を訓練し、そのため彼らは城下に群がり集まっている。その三千の兵隊を見ると、通常の十分の一税に異なって(過重な負担を強いられて)いるよう

だ。見れば、明け方から戦鬪の教練があり、昼にはその労役を解放されるが、その上に豆と麦を税として課され、そうするのが尋常となっている。そもそも愛して人を用いるのには、古の制度を用いるべきである。(それなのに)今年もはや暮れようとしているのに、(官所の方では)本当に徴発が中止になるのを恐れている。まだ任期が満ちる日を卜することさえしておらず、(徴発された民衆は)次第にかの鬻桑の飢餓の人のようになってきている。多くの役人たちもこれを自ら救う力はない。諸君はこれを何と云うだろうか。(意見を述べたまえ。)

第五首、試問する、昔堯が君となったのは、天の大いなる理にのっとり、慎んで人民に種まきと収穫の時を教え授け、十六歳にして唐侯(陶唐氏)から帝位に上ったのである。昔舜が臣下となると、禹の功勞を挙げ用い、土地山川を治めさせたので、三十歳で天子の位に登ったのである。二人は聡明な智と深い道徳心を根幹とし、それに加えて心身を勞することをいとわなかったのである。また、九族の親戚間を仲むつまじくさせた上に、万国を協力・和合せ、四凶を辺境の地に退け、(高陽氏と高辛氏の)十六人の才人を起用した。そのため、五帝の後、唐虞の美德を記録に伝載したが、(その後)彼らに肩をならべる者はいなかった。『易(経)』(乾の爻辞、九三)には「立派な君子は一日中己がなすべき仕事に勤勉努力する」とい、『詩(経)』(大雅・大明)には「(この)文王は細心にして万事に慎んで徳を修める」といっている。私が思うに、古の聖人哲人といわれる人で、君と臣とが倡和することをもって、人が和合し、豊かな収穫を招き、無為にして治まった社会を成し遂げなかった人はいないのである。

今上陛下は、みずから仁と孝の聖徳を体現し、世にまたとない功績を立て、私人としては慎み深く親にお仕えして、まだ欠けたところがあるかのように心を遣い、公には恐れ慎んで賢人を求め、まだ力及ばないかと心配するようにつとめておられる。(皇帝の為政が

慎み深いので、)人民は皇帝の恩徳を受けていると気づかないほどであり、百官は己の身を正して恭しくふるまうようにしているのである。ところが今、兵乱がまだ平定されていないのは、天の咎めという大いなる運数によるのであり、国の米蔵がまだ十分に満ちていないのは、まだ物事の道理があらがいがたくそうなっているからである。今大軍は虎のように堂々と歩み、列国は鶴のように高く立ちあがっている。山東の諸将達は、雲のように大勢集合し、淇水のほとりからは戦勝の報告書が毎日のようにもたらされている。

諸君よ、諸君が議論を正しく行い、また諸君の書く文章の気韻が高邁であり得るのは、それは賊軍の残存勢力の妖氣が洗い除かれた後であり、聖朝が人々に学問を修養させ、(科挙を再開する)時に当たるからである。明主の世に生まれ合わせても、必ず明主を堯舜の上に至らせ申し上げ、下って天子の補佐役についても、これに必ず稷や契のようであることを求めよ。民衆を幸いへ導き、羲皇の時代よりもさらに淳樸な状態に帰らせよ。古より賢明な天子が、天下の道徳の柱を立て、大臣が根幹を作るならば、政治の道は高遠で平らかに、「行くのに利がある」という易のことは通りに、何と順調なことであろう。諸君よ、この点について諸君の考えがあるだろうか。諸君の志を示してほしい。

いたずらに試験にあくせくとして主席での及第にしのぎを削るようなことでよいだろうか。(よいはずがない。)この頃、試問を行うと、わずかに通常ありきたりの答えを準備しているだけで、民を救済するという根本をないがしろにしているものが多い。詞章の学問に深く沈潜して考えれば、すぐれた文章が生まれはするだろう。だが、過去の事実を照らしてまとめただけならば、どうして一般原則とすることができるであろうか。今、私のつたない策問では、現在の時局に切実であることを何より尊んでいる。

一体今錢の軽いのを心配して、貨幣の軽重をはかり、子母の錢をはかるに至っている。かわるがわるたびたび改鑄し、前には(漢の)榆莢錢を用いたかと思うと、後には(新の)契刀錢を通行させると

いった具合である。この時に当たって、人民は利益を蒙ることに厚薄の違いが生じているが、誰もその軽重を統制できない。また穀物は、世俗を盛んにし、時を康らかにし、人々を集め、位を守る抛り所となるものである。下って十室の村でさえも、必ず千鐘の蔵があるようにさせるべきだ。いやしくも凶作や豊作が(対策もないままに)極点に達し、穀物価格の貴賤が統制を失うなら、(漢の田千秋の故事のように)丞相を富民侯に封じて、民衆は困苦するし、(桑弘羊の故事のように)大農令を諸侯にしてもどうすることもできない。だから諸君よ、すずんで絶えた者を継承し、微かなものも表して優れた意見を述べたまえ。また分を乗り越えて発言することをこまごまと区別してためらってはいけない。呂蒙は本当に不肖の少年であったが、(努力して瞬く間に進歩する者にとって)仁は遠くはなかつたのである。

〔注釈〕

* テキストには、清、仇兆鰲注『杜詩詳註』(中華書局出版、一九七九年十月第一版、卷之二十五)を用いた。『杜詩詳註』では、各問の前に、「第一首」「第二首」…の記述はないが、便宜的に「第一首」「第二首」…を挿入した。なお、『文苑英華』では、「第一道」「第二道」…に作っている。

* 表題の乾元元年(七五八)は、肅宗即位の翌年にあたる。この年の二月に至徳(三載)より乾元(元年)と改元された。この策問が作成された時期については、『杜詩詳註』の杜甫年譜では十月とする。本文中に「伊歳則云暮」(伊れ歳則ち云に暮れ)とあることから、十月あるいは十一月と考えられる。杜甫が華州に左遷されたのは、同年六月であり、赴任から四ヶ月ほど後に作成されたと考えられる。「策問」は、官吏登用試験において経義や政治上の意見を試問すること。「策」は、もともと問題を書いた竹札をいう。

第二首

(1) 『漢書』卷第二十四上、食貨志に「若山林藪澤原陵淳鹵之地、各以肥磽多少為差。有賦有税。税謂公田什一及工商衡虞之入也。賦共車馬甲兵士徒之役、充實府庫賜予之用。税給郊社宗廟百神之祀、天子奉養百官禄食庶事之費。」とある。「肥磽」は、土地が肥えていることとやせていること。「差」は、等級。その漢字音について『杜詩詳註』は、「初宜切」と注している。

(2) 『漢書』卷第二十四上、食貨志に「理民之道、地著為本」とある。「地著

は、人民が土地に住み着くこと。

- (3) 肅宗の朝廷をいう。
- (4) 周の第十一代の宣王が、中興の英主と称されることをいう。『史記』周本紀第四に「太子静長于召公冢。二相乃共立之為王、是為宣王。宣王即位、二相輔之修政、法文武成康之遺風。」とある。
- (5) 「山甫」は、周の宣王の賢臣、仲山甫のこと。周の宣王を補佐して中興を成し遂げた。『詩経』大雅、蒸民に「衮職有闕、維仲山甫補之。」とある。
- (6) 安慶緒が東北方面に勢力を保っていることをいう。
- (7) 「率土之濱」の略。境域の内。天下中。『詩経』小雅、北山に「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣。」とある。
- (8) 時を定めず、厳しく責めて租税を取りたてること。『春秋左氏伝』襄公三十一年に「誅求不時」とある。
- (9) 試問を待つこと。『禮記』儒行に「儒有席上之珍以待聘、夙夜強學以待問、懷忠信以待筭、力行以待取。」とある。
- (10) 新しい理を知ること。『論語』為政篇に「温故知新、可以為師。」とある。
- (11) 「救弊」に同じ。疲弊を救うこと。『白虎通』三教に、「王者設三教者何、承衰救弊、欲民反正道也。」とある。

第二首

- (1) 四方を遠望する物見ぐるまのこと。
- (2) 駅伝の馬車。至急の命令に提供する。『漢書』卷二十四上、食貨志に「使者馳伝督趣。」とある。
- (3) 分つて命ずる。分担させる。『書経』堯典に「分命和仲、宅西、曰昧谷。」とあり、また、齊、王融の「永明九年策秀才文 五首」(第五問)に「分命顯於唐官、文條炳於鄒說。」とある。
- (4) 華州が山河に囲まれた要害の地であることをいう。華州は華山の北に位置し、黄河が中央を流れ、長安と洛陽を結ぶ交通の要衝である。
- (5) 潼関が天子のいます都長安に近いことをいう。潼関は、華州にあり、長安にとつて防衛の要である。「輦轂」は、天子の乗輿。転じて、天子のいます都をいう。
- (6) 『漢書』卷二十四下、食貨志に「使者分節護、冠蓋相望。」とある。
- (7) 『漢書』卷二十四上、食貨志に引く賈誼の進言に「生之者甚少而靡之者甚多、天下財產何得不蹙。漢之為漢幾四十年矣。公私之積猶可哀痛。」とある。
- (8) 天子の勅命が急に下ること。『水経注』江水に「至於夏水襄陵、沿沂阻絶、王命急宣。」とある。
- (9) 兵の召状に鳥の羽を添えること。羽に挿むのは、鳥の飛翔によって召状の迅速さを象徴させて示すもの。『文心雕龍』檄移に「植義鬪辭、務在剛健、挿羽以示迅。」とある。
- (10) 『禮記』檀弓下に「仲尼之畜狗死、使子貢埋之、曰、吾聞之也、敝帷不棄、為埋馬也、敝蓋不棄、為埋狗也。丘也貧、無蓋、於其封也、亦予之席、毋使

其首陷焉。」とある。ここでは、死んだ馬を埋めるのに使われる敝帷さえ供されないこと、つまり最低限の物資にさえ不足していることをいうのである。

- (11) 駟馬の両側にある馬。添え馬。
- (12) 戦国時代、燕の郭隗が、燕の昭王に、天下の賢者を招くには先づ自分を用いよ、と述べた言葉の中にある喩え話を踏まえるのである。君主から千里の馬を買うよう命じられた涓人（小間使）が、死んだ馬の骨を五百斤で買って帰ると、王は怒るが、涓人は「死馬且買之五百金。況生馬乎。天下必以王為能市馬。馬今至矣。」と答えたという話。
- (13) 「杼軸」は、機を織る道具。「杼軸之嗟」は、公の誅求が厳しいために、村の女の手元に布帛が全く残らないことをいうのであろう。「詩経」小雅大東に「小東大東、杼軸其空。」とあるが、「杼軸其空」に作るテキストもあり、その場合、くぬぎもゆぎも取り尽くした、の意。
- (14) 時世の困難を救う意。「国語」周語中に「肅所以濟時也。」とある。また、杜甫の「洗兵行」に「三豪俊為時出、整頓乾坤濟時了。」とある。

第三首

- (1) 『漢書』卷二十九溝洫志に「隨山浚川、任土作貢、通九道、陂九澤、度九山。」とある。
- (2) 『春秋左氏伝』襄公四年に「経啓九道」とあり、その注に「啓開九州之道」とある。
- (3) ふさがっているところを通じる。一に「疏鑿」に作るが、それならば、きりひらいて通すこと。
- (4) 『漢書』卷二十九溝洫志に「河乃大禹之所道也、聖人作事、為萬世功。」とある。また『論語』泰伯に「卑宮室、而尽力乎溝洫。」とある。
- (5) 『禮記』月令第六に「季春之月、修利隄防、道達溝瀆。」とある。
- (6) 『新唐書』卷三十七、地理志に、「華州華陰郡（中略）華陰（県）、（中略）有漕渠、自苑西引渭水、因古渠会瀾、漕、經広運潭至渠入渭、天宝三載韋堅開。又有永豐倉、有臨渭倉。」とあり、また『同書』卷五十三食貨志に「（章）堅治漢、隋運渠、起關門、抵長安、通山東租賦。乃絶瀾、漕、並渭而東、至永豐倉與漕合。又於長安坡瀾苑牆鑿潭於望春樓下、以聚漕舟。堅因使諸舟各揭其郡名、陳其土地所産寶貨諸奇物於袱上。」とある。
- (7) 『旧唐書』卷一三三、劉晏伝に見える劉晏が宰相元載に宛てた手紙（翰清遠によれば広徳二年に書かれたとされる）に、ほぼ同様の表現がある。
- (8) 『漢書』卷二十九溝洫志に「上乃使汲仁、郭昌発卒數萬人塞瓠子決河。（中略）令群臣從官自將軍以下皆負薪實決河。是時東郡燒草、以故薪柴少、而下淇園之竹以為撻。」とある。
- (9) 『漢書』卷二十九溝洫志に「於是為発卒萬人穿渠、自徵引洛水至商顔下、岸善崩、乃鑿井、深者四十余丈。往々為井、井下相通行水。水隲以絶商顔、東至山領十余里間。」とある。「商顔」は、地名で、商原をいう。また、山の

名ともいう。

- (10) 『漢書』卷二十九溝洫志に「拳詔為雲、決渠為雨。」とある。大勢の人が鋤を荷って土木工事に駆られるさま。
- (11) 河水がふさがって流れないこと。『漢書』卷二十九溝洫志に「時至而去、則填淤肥美、民耕田之。」とある。

第四首

- (1) 『論語』顔淵に、孔子が政治の根本について、「足食、足兵、民信之矣。」と述べ、もっとも重要なのは民の信義であり、次に食糧、ついで軍事であるという言葉が見える。
- (2) 『論語』子路に、「子曰、以不教民戰、是謂棄之。」とあり、民に十分な教育を施さないで、戦わせるのは、敗亡を招くのみならず、民を無駄に棄てることだとの意。ここでは、民を徴兵しながら、食糧がないことに対して「是謂棄之」を用いている。
- (3) 『春秋左氏伝』宣公十二年に「楚許伯曰、吾聞致師者、御靡旌摩壘而還。樂伯曰、吾聞致師者、御下而馬掉鞅而還。」とある。「靡旌」は、馬車を疾駆させるさま。「掉鞅」は、もと敵に挑戦するに当たって、馬のむながいを整える意で、そこから余裕のある様子や、戦闘において主導権を握る様を表す。
- (4) 「鄭南」は、鄭県の南。鄭県は、華州に属する県の一つ。
- (5) 什一而税は、十分の一の地租のこと。『漢書』食貨志に「税謂公田什一及工商衡虞之入也」、「善为国者、使民毋傷而農益勸。今一夫挾五口、治田百畝、歲取晦一石半、為粟百五十石、除十一税十五石、余百三十五石。」とある。
- (6) 夜明け方。
- (7) もと雇い人をいうが、ここでは雇い人としての雑役の任務をいうのであろう。
- (8) 及瓜之還 任期が満ちて故郷に帰る日。及瓜は、任期が満ちて交代すること。『春秋左氏伝』莊公八年に「齊侯使連称・管至父戍葵丘、瓜時而往、日及瓜而代、葵戌、公問不至、請代、弗許。」とあるのを踏まえる。
- (9) 鬻桑之餓 『春秋左氏伝』宣公二年に「初宣子田於首山、舍于鬻桑。見靈輒餓問其病、曰不食三日矣。食之、舍其半。問之、曰、宦三年矣。未知母之存否、今近焉。請以遺之、使尽之而為之箠食與肉。實諸案以與之、既而與為公介、倒載以禦公徒而免之、問何故、对曰、鬻桑之餓人也。」とある。
- (10) 『春秋左氏伝』桓公五年に「苟自救、社稷無隄多矣。」とある。

第五首

- (1) 古代の聖王、堯帝。帝嚳の子。初め陶に封ぜられ、後、唐に封ぜられたので、天下を治めるようになってから、陶唐氏を号とした。
- (2) 『書経』堯典に「乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時。」とあり、また、『史記』五帝本紀の堯帝に「乃命羲和、敬順昊天、数法日月星辰、敬授民時。」とある。

- (3) 『史記』五帝本紀の舜帝に「皆曰、伯禹為司空、可美帝功。舜曰、然、嗟、禹汝平水土。維是勉哉。」とある。
- (4) 『史記』五帝本紀の舜帝に「舜、年二十、以孝聞。三十而帝堯問可用者。四嶽、咸薦虞舜曰、可。」とある。
- (5) 『書經』堯典序に「聰明文思、光宅天下。」とある。
- (6) 勞身焦思 杜甫「憶昔一首」其一(『杜詩詳註』卷十二)に「至今今上猶撥亂、勞身焦思補四方。」とある。
- (7) 『書經』堯典に「克明俊德、以親九族。」とあり、『史記』五帝本紀の堯帝に「能明馴德、以親九族。九族既睦、便章百姓。百姓昭明、合和萬國。」とある。
- (8) 『史記』五帝本紀の舜帝に「天下惡之、比之三凶、舜資四門、乃流四凶族、遷於四裔、以御魑魅。」とある。
- (9) 挙十六相 八元八愷(十六族)を挙用したことをいう。『史記』五帝本紀に「昔高陽氏有才子八人、世得其利、謂之八愷。高辛氏有才子八人、世謂之八元。此十六族者、世濟其美、不隕其名至於堯。堯未能舉。舜舉八愷、使主后土、(中略) 舉八元、使布五教于四方。」とある。
- (10) 伝説時代の帝王堯(陶唐氏)と舜(有虞氏)を併せて「唐虞」という。
- (11) 『易經』乾の九三爻辭に「君子終日乾乾、夕惕若。厲无咎。」とある。
- (12) 『詩經』大雅、大明に「維此文王、小心翼翼。」とあり、箋注に「翼翼、恭慎貌。」とある。
- (13) 『詩經』鄭風、蕩兮の序に「蕩兮、刺忽也。君弱臣強、不倡而和也。」とあり、箋注に「不倡而和、君臣各失其禮、不相倡和。」とある。
- (14) 『論語』衛靈公に「子曰、無為而治、其舜也與、夫何為哉、恭己正南面而已矣。」とあり、集注に「無為而治者、聖人德盛而民化、不待其有所作為也。」とある。
- (15) 天の咎めのしるし。
- (16) 命数。
- (17) 淇水のほとり。ここでは、官軍が安慶緒らを取り囲んでいる鄴をいう。
- (18) 杜甫の「洗兵行」に「中興諸將取山東、捷書夜報清昼同。」とある。
- (19) 唐虞の時代の二名臣。稷と契。
- (20) 賢明な王。『書經』酒誥に「在昔殷先哲王、迪畏天顯小民、經德秉哲。」とある。
- (21) 『易經』復の卦に「反復其道、七日來復。利有攸往。」とある。
- (22) もと漢代の試験。經書または政治上の問題を策に書き、解答者に解釈させ、それによって人の優劣を決める試験。『文心雕龍』議對に「射策者、探事而獻說也。言中理準、譬射侯中的。依此、射當從石音、可補詩注所不及。」とある。
- (23) 過去の事実(あるいは文書に記されていること)に徴すること。『文心雕龍』卷二十五、書記に「解者釈也。解釈結滯、徵事以對也。」とある。
- (24) 晋の杜預の『春秋經三伝集解序』に「其凡凡以言例、皆經國之常制、周公之垂法、史書之旧章。」とあり、杜甫の「八哀詩」の「贈秘書監江夏李公邕」に「各滿深望還、森然起凡例。」とある。
- (25) 時局に応じた務め。『唐語林校證』卷八に「唐朝初、明經取通尚經、先帖文、乃案章疏試墨策十道、秀才試方略策三道、進士時務策五道。(中略) 策問五道、旧例三道為時務策、一道為方略、一道為徵事。」とある。
- (26) 『國語』卷第三、周語に「景王二十一年、將鑄大錢。單穆公曰、不可。古者天災降戾、於是乎量資幣、權輕重、以振救民。民患輕、則為之作重幣以行之、於是乎有母權子而行、民皆得焉。若不堪重、則多作輕而行之、亦不廢重、於是乎有子權母而行、小大利之。」とあり、応劭の注に「母、重也、其大倍故為母。子、輕也、其輕小半、故為子。」とある。
- (27) 『漢書』卷二十四下、食貨志に「漢興、以秦錢重難用、更令民鑄莢錢。」とあり、如淳の注に「如榆莢也。」とある。また同書に「王莽又造契刀、錯刀。契刀、其環如大錢、身形如刀、長二寸、文曰契刀五百。」とある。この文章が書かれたのは乾元元年十月頃と考えられるが、それに先立つ七月に、鑄鉄使の第五琦が「乾元重宝」錢(一枚で開元通宝十枚に当てる)を鑄造し、開元通宝と参用させたことをいう。
- (28) 『管子』卷第二十一、國蓄に「使萬室之邑、必有萬鐘之藏、藏纒千萬。千室之邑、必有千鐘之藏、藏纒百萬。」とある。
- (29) 『漢書』韋玄成列伝に「迺封丞相為富民侯、以大安天下當矣百姓。」とある。
- (30) 『漢書』卷二十四上、食貨志に「桑弘羊為治粟都尉、領大農、代孔僅、幹天下塩鉄、賜爵左庶長。」とある。
- (31) 微かなものを表わす。『漢書』食貨志に「繼絶表微」とある。
- (32) 蒙昧不敏、仁遠乎哉 三国呉の呂蒙の故事を踏まえる。『三国志』呉志、呂蒙列伝の注に「江表伝曰、謂呂蒙及孫權尉欽、宜學問以自開益、蒙始就學、篤志不倦、魯肅過蒙言議、嘗欲受屈、拊蒙背曰、吾謂弟但有武略耳。今者學識英博、非復吳下阿蒙、蒙曰、士別三日、即更刮目相待。」とある。